

政令第三百三十六号

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四十二号を同項第四十三号とし、同項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条又は第百十五条

第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

（外務省組織令の一部改正）

第二条 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の

一号を加える。

五 日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関すること。

第八十五条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関すること。

附 則

この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成二十二年五月十八日）から施行する。

理 由

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。